2　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において任意継続加入者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

3　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4　傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（出産手当金の額の算定）

第十五条の二　第十四条の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条第五項」とあるのは「第六十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七条第二項の規定において準用される組合法第六十六条第二項」と、同条第二項中「組合法」とあるのは「組合法第六十七条第二項の規定において準用される組合法」と、同条第三項中「法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七条第二項の規定において準用される組合法第六十六条第二項（第十五条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第十七条第一項中「又は同条第二項ただし書」を削る。

第二十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

第二十七条第一項第七号中「厚生年金保険給付相当額」を「厚生年金相当額」に改める。

第二十七条の七第四項中「厚生年金保険法施行規則」の下に「（昭和二十九年厚生省令第三十七号）」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　法第四十七条の三第一項第一号の文部科学省令で定める短期給付は、法第二十条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二　法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる事務

第四十二条の表以外の部分中「（昭和二十九年厚生省令第三十七号）」を削り、同表第三十条第八項の項中「第一号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」に、「第四号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第四十五条中「脱退一時金（事業団」を「厚生年金保険法附則第二十九条に規定する脱退一時金（事業団」に改める。

第四十六条中「厚生年金保険給付」の下に「（厚生年金保険法第三十二条に規定する保険給付（第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十七条第一項中「（厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。）」を削る。

第五十一条第一項中「（脱退一時金を除く。）に係る」を「の」に改め、「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削る。

第五十二条第二項中「同法第三十条」を「厚生年金保険法施行規則第三十条」に、「又は第三十条」を「又は第三十条の三」に、「同法第四十四条」を「同令第四十四条」に、「あつては同法」を「あつては同令」に改める。

第五十五条第一項中「この条」の下に「及び第五十八条」を加える。

第五十八条第一項第三号ハ中「さらに」を「更に」に改める。

第六十五条中「の適用をする」を「を適用する」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表以外の部分中「改正前私学共済規則」を「平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）」に改め、同表第二十四条第六項の項中「届出書」を「届書」に改める。

附則第四条の表第三十一条の三の二の項中「の撤回」を削り、同表第三十一条の三の三の項中「当該申出」の下に「の撤回」を加える。

附則第八条の表以外の部分中「第三条」を「附則第三条」に改め、同表第二十条第二項の項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

附則第十条第一項中「第三条」を「附則第三条」に改め、同条第二項中「第八条」を「附則第八条」に改め、同条第三項中「第八条」を「附則第八条」に、「届出書」を「届書」に改める。

附則第十二条第一項の表第二十条第二項の項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）の施行に伴い、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　文部科学大臣　馳　浩

国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令

第一条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に、「研究所」を「機構」に改める。

第二条から第十一条までの規定中「研究所」を「機構」に改める。